

街区公園等

指定管理者候補者選定要領

令和8年7月
広島市都市整備局

<目次>

1 募集の趣旨	1
2 施設の概要	1
3 指定期間	1
4 指定管理者が行う業務	1
(1) 業務の範囲	
(2) 自主事業の実施	
(3) 留意事項	
5 管理の基準	1
(1) 利用の禁止又は制限	
(2) 関係法令等の遵守	
6 指定管理料に関する事項	2
(1) 指定管理料の上限額	
(2) 指定管理料の支払方法	
7 指定の取消し等	2
8 申請資格等	3
(1) 選定基準	
(2) 欠格事項	
9 スケジュール等	3
(1) スケジュール	
(2) 選定要領の配付	
(3) 説明会の開催日時、会場	
(4) 意向確認票の受付	
(5) 質問の受付	
(6) 申請の受付	
10 提出書類・提出部数	4
11 その他留意事項	4
12 審査等に関する事項	5
(1) 審査方法等	
(2) 審査の対象外	
(3) 仮協定・協定の締結等	
(4) 選定結果の公表	
(5) その他	
13 問合せ先	6

別紙 1 街区公園等指定管理者候補者の評価基準

別紙 2 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）

様式 1 指定申請書

様式 2 団体の概要及び管理運営に関する事業計画書（記載例あり）

様式 3 管理運営に関する収支計画書

様式 4 意向確認票

様式 5 質問票

様式 6 辞退届

街区公園等指定管理者候補者選定要領

1 募集の趣旨

本市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入しています。

今般、街区公園等の指定期間が令和9年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補者を次のとおり選定します。

2 施設の概要

吉島西第二公園ほか1221施設 中区吉島西二丁目ほか

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 公園の管理運営業務

(ア) 利用調整（施設案内、利用指導、苦情対応）

(イ) 利用促進（事業実施、宣伝広報）

(ウ) 災害時等の対応（緊急対応）

イ 公園の維持管理業務

(ア) 施設管理（保守管理（日常点検等）、維持管理（清掃・除草・落書き消去等）、ただし、施設修繕は除く。）

(イ) 植物管理（樹木、芝生等の維持管理（剪定、かん水等））

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に本市の承認を得て公園を活用し、自主事業を実施することができます。

(3) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「街区公園等指定管理業務仕様書」を参照してください。

イ 指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、本市に他の報告書と併せて提出してください。

また、委託先の第三者が広島市競争入札参加資格者指名停止要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合は、本市の承認は行いません。

5 管理の基準

(1) 利用の禁止又は制限

指定管理者は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合、公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合その他管理上必要があると認められる場合においては、公園の利用を禁止し、又は制限することができます。

(2) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、建築基準法、個人情報保護に関する法律、広島市公園条例、同施行規則、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令等を遵守してください。

6 指定管理料に関する事項

公園の管理については、指定管理者は、本市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

本市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、申請のあった公園ごとに、清掃、除草、点検、樹木保守、トイレの清掃、その他必要な業務に係る年間経費を算出し、その5年間分とします（指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。）。各公園の上限額については、指定申請書の提出に先立ち、意向確認票（様式4）を御提出いただき、後日申請者にお知らせします。

申請者は、次の各号に留意の上、管理運営経費を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

ア 物価水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入します。

総務省が公表する「消費者物価指数」のうち、「生鮮食品を除く総合指数（広島市）」における直近1年間（前年8月～当年7月）の平均を選定年度における同期間の平均と比較して算出した変動率（小数点第3位を四捨五入）を、毎年の指定管理料に乗じた額で指定管理料を調整します。

そのため、指定期間2年目以降の物価水準の変動を織り込まずに積算してください。

【令和8年度選定施設について、令和11年度の指定管理料の見直し額を算出する場合】

$$\text{変動率 (\%)} = \frac{\text{見直し計算年度 (10年度) の直近1年間^{※1}の生鮮食品を除く総合指数 (広島市) の平均 (※1 令和9年8月～令和10年7月)} - \text{選定年度 (8年度) の直近1年間^{※2}の生鮮食品を除く総合指数 (広島市) の平均 (※2 令和7年8月～令和8年7月)}}{\text{選定年度 (8年度) の直近1年間^{※2}の生鮮食品を除く総合指数 (広島市) の平均 (※2 令和7年8月～令和8年7月)}} \times 100$$

イ 指定期間中に消費税率が変更された場合は、指定管理料を調整するなどの適切な措置を講じます。

(2) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。

なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

本市から指定管理者への支払は、原則、四半期ごととします。

7 指定の取消し等

本市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市公園条例第16条の4第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別紙2「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。）することが判明したとき。
- (6) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と本市が判断

したとき。

8 申請資格等

(1) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。

ア 市民の平等な公園の利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、公園の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った公園の管理を安定して行う能力を有していること。

エ 申請日において、次のいずれかに該当していること。

(ア) 現に指定管理者である団体

(イ) 現在の指定管理者又は広島市街区公園清掃等報奨金交付団体が中心となって組織された団体

(2) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ 本市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

(※) 「7 指定の取消し等」(6)に記載する暴力団等に該当する場合は、欠格事項アにより選定の対象外となります。

9 スケジュール等

(1) スケジュール

ア 選定要領の配付	令和8年7月中旬以降から9月30日まで
イ 説明会の開催	令和8年7月下旬から8月上旬まで各区で開催
ウ 意向確認票受付期間	令和8年8月24日まで
エ 上限額の通知	令和8年8月31日（予定）
オ 質問受付期間	令和8年9月11日まで
カ 申請受付期間	令和8年9月16日から9月30日まで
キ 書類審査	令和8年10月中旬
ク 選定結果の通知	令和8年11月上旬
ケ 仮協定の締結	令和8年11月中旬
コ 指定管理者の指定	令和8年12月下旬
サ 協定の締結	令和9年3月

(2) 選定要領の配付

別途各区維持管理課から通知する説明会の開催案内のとおり配付します。

(3) 説明会の開催日時、会場

選定要領の説明会を各区役所で開催します。開催日時・会場は上記の開催案内を御確認ください。
なお、説明会への出席は、申請の条件ではありません。

(4) 意向確認票の受付

指定管理業務を行う公園の上限額を積算の上、通知いたしますので、次のとおり意向確認票（様式4）を御提出ください。8月31日（予定）までに申請者に通知します。

受付期間：令和8年8月24日まで

受付方法：意向確認票（様式4）により、「13 問合せ先」記載の各区維持管理課に、郵送、持参、電子メール又はFAXで提出してください。

(5) 質問の受付

選定要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年9月11日まで

受付方法：所定の質問票（様式5）により、「13 問合せ先」記載の各区維持管理課に、郵送、持参、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：受領日から1週間以内に申請者に文書又は電子メールで回答します。

(6) 申請の受付

申請を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年9月16日から令和8年9月30日 午後5時まで（必着）

申請方法：提出書類一式を「13 問合せ先」記載の各区維持管理課に持参又は郵送で提出してください。

※ 電子メール、FAXでの受付はしません。また、受付期間後の申請及び提出書類の受付はできません。

10 提出書類・提出部数

(1) 提出書類

ア 指定申請書（様式1）

イ 団体の概要及び管理運営に関する事業計画書（様式2）

ウ 管理運営に関する収支計画書（様式3）

エ 組織規約、構成員名簿その他これらに類する書類

オ 登記事項証明書（法人格を有する団体のみ 3ヶ月以内に発行されたもの）

カ 当該団体の令和8年度の収支予算書及び令和7年度の収支決算書

キ 意向確認票（様式4） ※ 令和8年8月24日まで

(2) 提出部数

1部（二穴綴じファイルとします。）

11 その他留意事項

(1) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。

(3) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(4) 申請を辞退するときは、辞退届（様式6）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(5) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(6) 申請に当たり、申請者が特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、

第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。

- (7) 提出書類の著作権は申請者に帰属しますが、本市が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で利用できるものとします。
- (8) 提出書類は本市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。
- (9) 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないでください。

12 審査等に関する事項

(1) 審査方法等

- ア 広島市都市整備局指定管理者指定審議会において、書類審査を行い、候補者として選定します。
- イ 審査は、別紙1「街区公園等指定管理者候補者の評価基準」により、各評価項目の適否を評価します。
- ウ 審査結果については、11月上旬に申請者に通知します。

(2) 審査の対象外

次の事項に該当したときは、審査を行いません。

- ア 「10 提出書類・提出部数」(1)に記載する提出書類（該当しない場合は提出不要の書類を除く。）を提出しないとき。
- イ 審査において不正行為が判明したとき。
- ウ 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- エ 「8 申請資格等」(2)に記載する欠格事項に該当することが判明したとき。

(3) 仮協定・協定の締結等

- ア 本市は、候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。その後、市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。
- イ 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。
- ウ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当したときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 審査において不正行為が判明したとき。
 - (イ) 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - (ウ) 「8 申請資格等」(2)に記載する欠格事項に該当することが判明したとき。
 - (エ) その他業務の履行が不可能、困難又は社会通念上不相当と本市が判断したとき。

(4) 選定結果の公表

後日、選定結果を本市ホームページへの掲載により公表します。

(5) その他

- ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件選定についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には審査の対象外となることがあります。
- イ 市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった（否決された）場合において、候補者に生じた損害、損失等については、本市は責めを負いません。

13 問合せ先

所属	担当	所在地	電話番号	FAX 番号	E メールアドレス
中区建設部 維持管理課管財係	春木	〒730-8587 中区国泰寺町一丁目 4-21	504-2577	504-2554	na-kanri@city.hiroshima.lg.jp
東区建設部 維持管理課管財係	池本 森橋	〒732-8510 東区東蟹屋町 9-38	568-7739	262-6986	hi-kanri@city.hiroshima.lg.jp
南区建設部 維持管理課管財係	谷川	〒734-8522 南区皆実町一丁目 5-44	250-8956	252-7179	mi-kanri@city.hiroshima.lg.jp
西区建設部 維持管理課管財係	清水 かいた 開田	〒733-8530 西区福島町二丁目 2-1	532-0946	532-0958	ni-kanri@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区農林建設部 維持管理課管財係	中島 中薮	〒731-0193 安佐南区古市一丁目 33-14	831-4948	877-7749	am-kanri@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区農林建設部 維持管理課第二維持係	太田	〒731-0292 安佐北区可部四丁目 13-13	819-3942	819-3964	as-kanri@city.hiroshima.lg.jp
安芸区農林建設部 維持管理課管財係	和田 山崎	〒736-8501 安芸区船越南三丁目 4-36	821-4921	823-6358	ak-kanri@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区農林建設部 維持管理課管財係	八木橋 藤田	〒731-5195 佐伯区海老園二丁目 5-28	943-9738	943-9765	sa-kanri@city.hiroshima.lg.jp
都市整備局緑化推進部 緑政課	三木	〒730-8586 広島市中区国泰寺町 一丁目 6-34	504-2390	504-2391	park@city.hiroshima.lg.jp